

**食品アクセスの確保に関する関係省庁
の支援策PR集
【経済的アクセス関係】**

**令和7年度予算
令和6年度補正予算版**

令和7年3月

○ 食品アクセス総合対策事業

【令和7年度予算概算決定額 124（100）百万円】
 （令和6年度補正予算額 500百万円）

<対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり等を支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポート等を実施します。

<事業目標>

食品アクセス確保に取り組む地域の増加

<事業の内容>

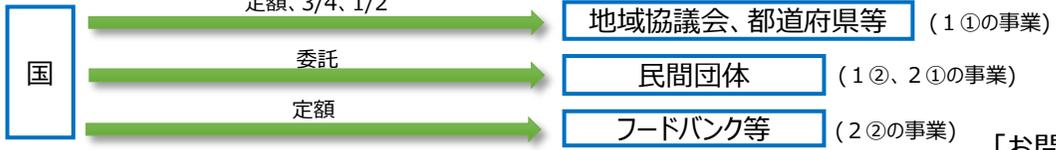
1. 食品アクセス確保の推進に向けた体制づくり

- ① 円滑な食品アクセスの確保に向けて、**地域の関係者が連携して取り組む体制づくりや、それに向けた現状・課題の調査等を支援**します。
 - ア 地域の関係者が連携して取り組む体制づくり支援
 - ㊦ 地域の関係者が連携して組織する**協議会の設置**
 - ㊧ 関係者間の**調整役（コーディネーター）の配置**
 - ㊨ 地域における食品アクセスの**現状・課題の調査**
 - ㊩ 課題解決に向けた**計画の策定**
 - イ 地域の体制づくりに向けた**現状・課題の調査・分析**
- ② **相談窓口の設置等により、食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を支援**するとともに、**食品アクセスの全国的な取組状況・実態の調査や先進的な事例の収集・活用等**を通じて、取組の効果的な推進を図ります。

2. 食品アクセス担い手確保・機能強化

- ① **食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大**に向けた食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するための**専門家派遣等によるサポート**を実施します。
- ② 地域における食品アクセスの担い手となる**フードバンクや子ども食堂等の立上げを支援**するとともに、**それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化**を図ります。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



円滑な食品アクセスの確保



- ・フードバンク等への専門家派遣等
- ・フードバンク・子ども食堂等の立上げ・機能強化支援

【お問い合わせ先】消費・安全局消費者行政・食育課（03-3502-5723）

○ 食品アクセス確保緊急支援事業

【令和6年度補正予算額 500百万円】

<対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援を実施します。

<事業目標>

食品アクセス確保に取り組む地域の増加

<事業の内容>

1. 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化支援

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援します。

- ア 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
- イ 関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
- ウ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
- エ 課題解決に向けた計画の策定

<事業イメージ>

[1について]



円滑な食品アクセスの確保

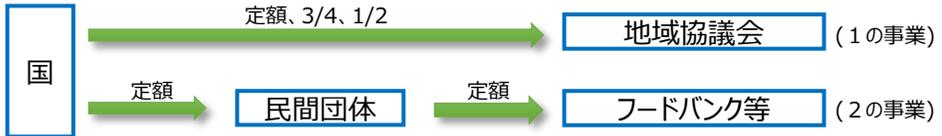
2. フードバンク等による食品提供の質・量の充実にに向けた支援

地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクや子ども食堂等の立上げを支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

[2について]



<事業の流れ>



立上げ支援	食品提供の質・量の充実等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 求人費 ・ 厨房設備費 ・ 保管用倉庫費(冷蔵・冷凍庫を含む) ・ 配送車両費 ・ 研修会開催費 ・ 生産者・食品関連事業者との交流会、マッチングの開催費 ・ 調理・共食の場の提供費 等 	<ul style="list-style-type: none"> (立上げ支援の内容に加え) ・ 未利用食品の輸送費 ・ 入出庫管理機器費 ・ システム構築費 ・ 広域連携に向けた関係者との検討会、情報交換会の開催費 等

【お問い合わせ先】消費・安全局消費者行政・食育課 (03-3502-5723)

社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（内閣府孤独・孤立対策推進室）

7年度概算決定額 1.4億円（6年度予算額 1.3億円）

事業概要・目的

- 令和6年4月に孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）が施行され、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（同年6月21日閣議決定）において、「孤独・孤立対策推進法に基づく重点計画に沿って、交付金等も活用しつつ、自治体とNPO等との連携推進のための地方版官民連携プラットフォームや地域協議会を立ち上げる段階の自治体への伴走支援（中略）などの取組を着実に推進する」とされています。
- このため、孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方における官・民・NPO等の連携等による孤独・孤立対策の推進を支援します。

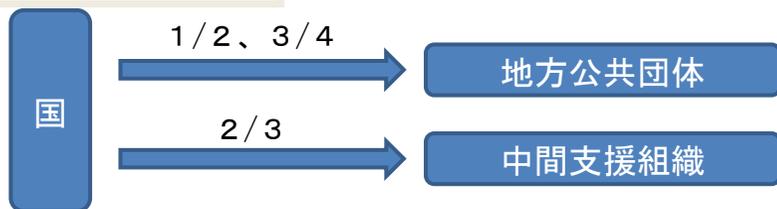
事業イメージ・具体例

- 1 孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方公共団体が実施する多様な主体による水平的な連携・協働体制の構築と地域の実情に応じた孤独・孤立対策に関する各種取組への支援を行うことにより、地方における孤独・孤立対策を推進します。
- 2 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援します。

（地方公共団体の基盤整備支援のメニュー）

- ・ 地方版官民連携プラットフォームの構築
- ・ 関連事業の取組方針の作成、実態把握や地域資源の調査、関係者間の活動等に係る情報共有や相互啓発活動、住民への情報発信や普及啓発活動、人材確保・育成のための研修、地域協議会の設置、相談体制の整備や居場所の設置など当事者等への支援、相談体制の整備や居場所の設置などの活動を行う団体への補助 等

資金の流れ



期待される効果

- 地方公共団体が主体となって連携・協働体制を構築するなどにより、全国各地で孤独・孤立対策が展開されます。
- 個々のNPO等の運営能力や活動基盤の底上げにより、安定的・継続的な孤独・孤立対策につながります。

地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査（内閣府孤独・孤立対策推進室）

6年度補正予算額 2.4億円

事業概要・目的

- 誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に対しては、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境での緩やかなつながりや居場所の確保が、予防や早期対応の観点から重要です。
- このような取組の拡大を図るためには、関係行政機関（特に地方公共団体）のみならず、NPO等の現場レベルでの活動が必要不可欠ですが、具体的な取組のイメージやノウハウの蓄積が不十分です。
- このため、日常生活環境における孤独・孤立の予防や早期対応に資する取組への支援を行うとともに、その成果等を踏まえたNPO等の取組モデルを構築し、全国展開を図ります。

事業イメージ・具体例

NPO法人や社会福祉法人等の非営利団体を対象として、日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する先駆的な取組への支援を行い、そのプロセスや成果を取りまとめ、全国展開を図ります。

テーマ	取組イメージ
① 誰もが気軽に参加できる地域のゆるやかなつながりの場づくり	・スポーツや文化・芸術を通じたこども・若者、高齢者など多世代間の交流 ・シニア世代による子どもへの伝統行事等の伝承を通じた交流
② 自然に足が向く地域の居場所の提供	・大工仕事などを通じた中年・シニア世代の交流の場（日本版メンズ・シエツド） ・コミュニティカフェ、ものづくり、講習会などを複合的に実施する居場所 ・図書館や美術館、公園などの機能を活かした居場所
③ 多様な主体の水平的連携を通じた地域課題の解決	・新聞・郵便配達、宅配、コンビニ、理美容など地域インフラとの協働による地域の包括的見守り体制の構築 ・食品や生活用品などの支援物資に関する地域内のマッチングの仕組みの構築
④ 地域活動を通じた社会貢献	・シニア世代の知見やノウハウを活かしたまちづくりや中小企業支援 ・環境保全や農作業、防災ボランティアなど参加を通じた地域貢献

資金の流れ



期待される効果

- 孤独・孤立の問題やそれから生じ得る更なる問題に至らないようにする予防を目指した取組が強化され、地域における官・民・NPO等の連携による推進体制の整備と相まって、地域の実情に応じた孤独・孤立対策が実施されます。

食品寄附等を促進するための枠組みづくり支援

(消費者庁消費者教育推進課)

令和7年度予算(案)額 **30百万円(25百万円)** 【拡充】

事業概要・目的・必要性

- 令和元年10月に施行された食品ロス削減推進法第19条において、政府は食品寄附を促進するための支援措置を講ずることとなっている。令和5年12月に取りまとめた「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」においても、食品寄附を進めるためにガイドラインや保険制度の検討を進めることとなっており、令和7年3月までに、それぞれ食品寄附等ガイドラインや食べ残し持ち帰り促進ガイドラインを取りまとめるところ。
- さらに、パッケージにおいては一定の管理責任を負うことが出来るフードバンク等の認定を図るとともに、最終受益者の救済制度等の構築を前提に将来的に法的措置を講ずることとされている。
- 今回、こうした取組を踏まえたガイドラインの運用・改定や認定制度の実証、食品寄附保険(仮称)の加入促進、安全性・透明性確保に向けた寄附や食べ残し持ち帰りに係るキャパシティ・ビルディングを実施するもの。

事業イメージ・具体例

1. 食品寄附ガイドラインに基づく認定実証

- 食品寄附に係る関係者からなる官民協議会を引き続き開催し、有事対応や認定・認証枠組みも含めた食品寄附ガイドラインの運用及び改定を検討するとともに、ガイドラインに沿った取組を行っているかどうかを認定する枠組みの実証事業を行う。

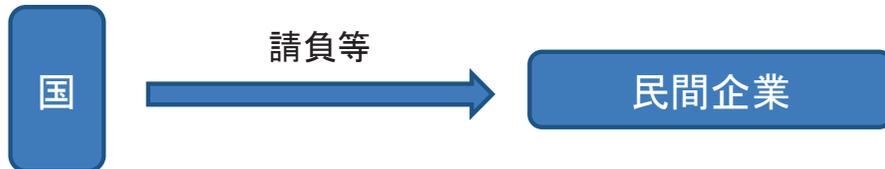
2. 食品寄附保険(仮称)の加入促進

- 令和6年度に制度を構築する、食品寄附に特化した保険についての加入相談や保険に関する問い合わせの窓口を設け、食支援団体の保険加入を促すとともに、事故時の適切な対応を促す。

3. 食品寄附・食べ残し持ち帰りに係る安全性・透明性確保に向けたキャパシティ・ビルディング

- 令和6年度中に策定する食品寄附ガイドライン・食べ残し持ち帰り促進ガイドラインを踏まえ、フードバンク・フードパントリー・こども食堂・外食産業等の現場における衛生面や管理面(記録や寄附者等への報告・情報提供等)について、専門家からの助言・アドバイスを求めることや研修を実施する。

資金の流れ



期待される効果

- 食品関連事業者が安心して寄附できるフードバンク団体等が増えることで、食品寄附が促進され、この取組を通じて消費者が安心して無償の食品利用ができるようになる。また、食品寄附の促進とともに、食べ残しの持ち帰りが進むことで2030年度までに2000年度比で食品ロスを半減させる目標を達成する。

食品寄附DX推進事業（消費者庁消費者教育推進課）

令和6年度補正予算案 70百万円

事業概要・目的・必要性

- 食品ロス削減推進法第19条において、政府は食品寄附を促進するための支援措置を講ずることとなっている。令和5年12月に取りまとめた食品ロス削減施策パッケージにおいて、令和6年度中に食品寄附を進めるためにガイドラインを策定することとしており、その中で、食品寄附関係者間のデータ共有やシステム連携の必要性を盛り込む見込み。
- さらに、令和6年度内には、食支援団体のベース・レジストリの構築や食品寄附データに係るAPI連携・標準化ガイドライン・地域版プラットフォームのひな形作成など、食品寄附のDX推進事業を実施。
- 今回、これらの事業を踏まえ、食品寄附に関するデータ・システム連携に留まらず、他施策（マイナポータル・福祉等）とのデータ・システム連携の実装の一環として、データ連携とアプリ導入等を組み合わせたコンビニ等において販売期限を迎える商品を寄附食品として有効活用するコミュニティパントリー（都合が良い時に未利用食品を取りに行ける仕組み）の実証事業を展開する。

事業イメージ・具体例

1. 他施策デジタル基盤との連携事業

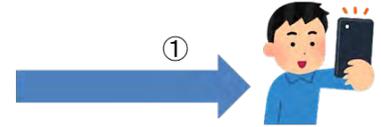
- 食品寄附に係る情報システムにおいて、マイナポータルや自治体・社会福祉法人等が有する情報システムとの連携を進め、関係者が協力して食品ロス削減・食品寄附・福祉等に係るデータ連携・システム連携を進めるための食品寄附等に関するDX分科会を開催するとともに、モデル事業としてコンビニ型コミュニティパントリー導入実証事業を実施する。
- 実証事業においては、既存のマイナポータル連携アプリ等を活用する。

2. コンビニ型コミュニティパントリー導入実証事業

- 従来寄附等の活用が難しかったコンビニにおける販売期限切れ商品（消費・賞味期限がまだ残っているが、コンビニの店舗に陳列する期限が切れた商品）を寄附食品として活用すべく、福祉情報とも連携したアプリや保管設備の導入を支援し、既存店舗を活用したコミュニティパントリーモデルを構築する。



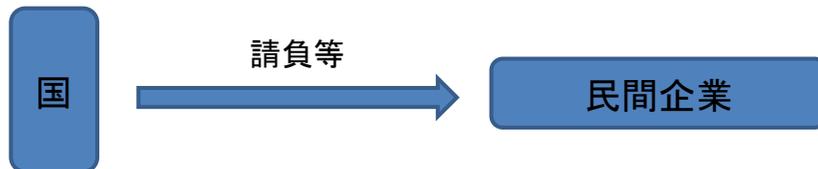
コンビニ



①
コンビニから販売期限切れ商品の情報をアプリ等を通じて必要な食べ物を十分に入手することができない方々へ提供（情報提供にあたって自治体と連携することを想定）

②
都合が良い時にコンビニの店舗で食品を無償で受け取る

資金の流れ



期待される効果

- 必要な食べ物を十分に入手することができない方々が時間や人目を気にせず、都合が良い時に未利用食品を取りに行ける拠点を整備することにより、生活困窮者への食支援を行うことで物価高の影響を緩和するとともに、事業系食品ロスのより一層の削減に寄与することが期待できる。

食品ロス削減緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 290百万円】

<対策のポイント>

事業系食品ロスの更なる削減に向け、食品企業による未利用食品の寄附促進を図るための物流事業者等との連携や、DX推進のほか、新たな技術・仕組みの導入による食品ロス削減の実証等を支援します。

<事業目標>

2000年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン〔2030年度まで〕）

<事業の内容>

1. 未利用食品の供給体制構築緊急支援

130百万円

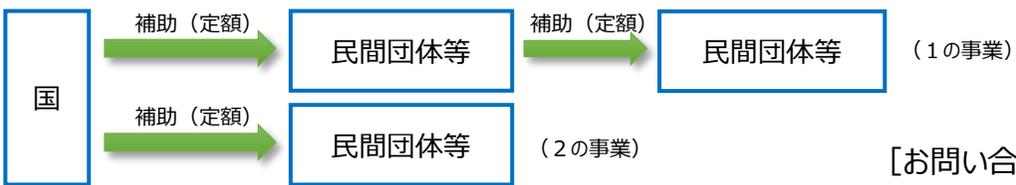
食品企業による未利用食品の寄附促進につながるよう、提供可能な食品やそのニーズに係る情報を共有・コーディネートし、食品企業が物流事業者等と連携して食品の提供をワンストップで行うことが可能となる体制の検討・実証を支援します。

2. 食品ロス削減緊急対策モデル支援

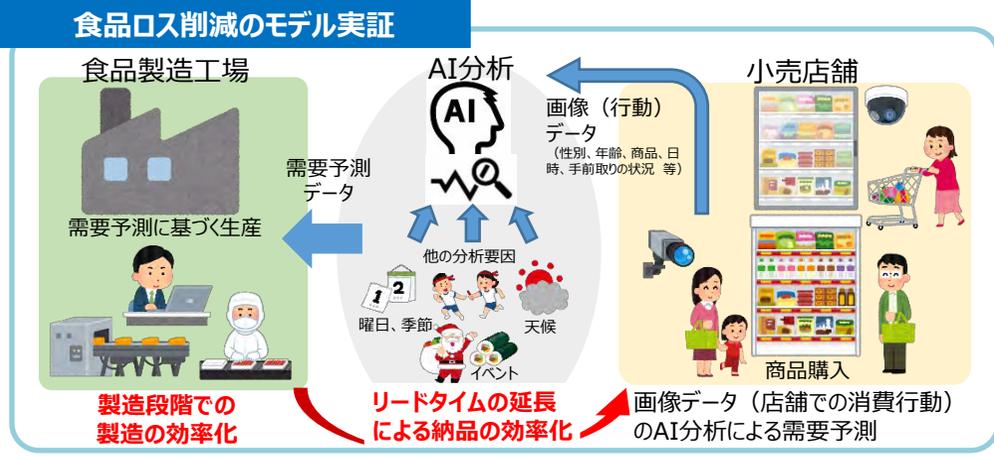
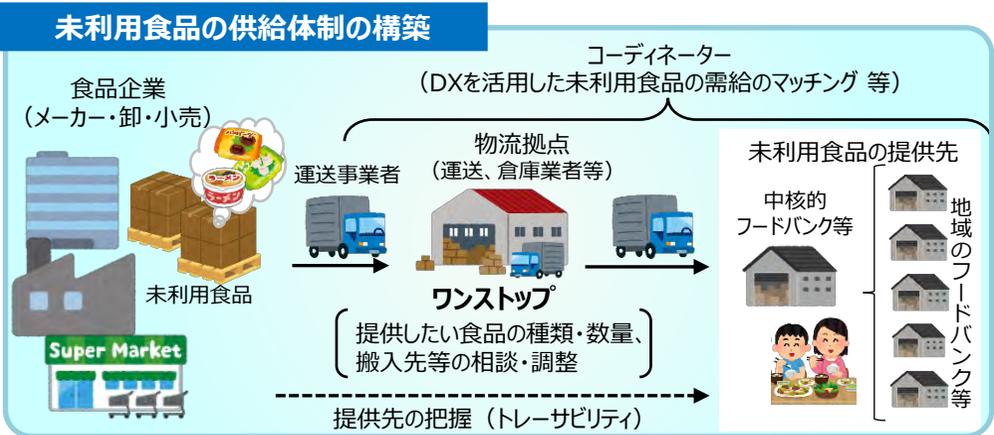
160百万円

食品業界におけるDXの推進をはじめ、新たな技術・仕組みの導入による食品ロス削減の実証を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課 (03-6744-2051)

施策名： 生活困窮者自立支援の機能強化事業

令和6年度補正予算額 46億円

① 施策の目的

生活困窮者の増加に伴う対応や、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、居住支援の体制整備のため、自治体と民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

③ 施策の概要

各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、NPO法人等との連携の強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、居住支援の体制整備を行う。

1. NPO法人等と連携した緊急対応の強化

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援
(1団体50万円上限(広域的な活動を実施する団体については100万円))

2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化
(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化

3. 居住支援体制の整備

自治体における住まい相談及び居住支援の実施に係る取組(ニーズ把握、関係者間調整・ネットワーク構築、社会資源開発、周知広報等)

4. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

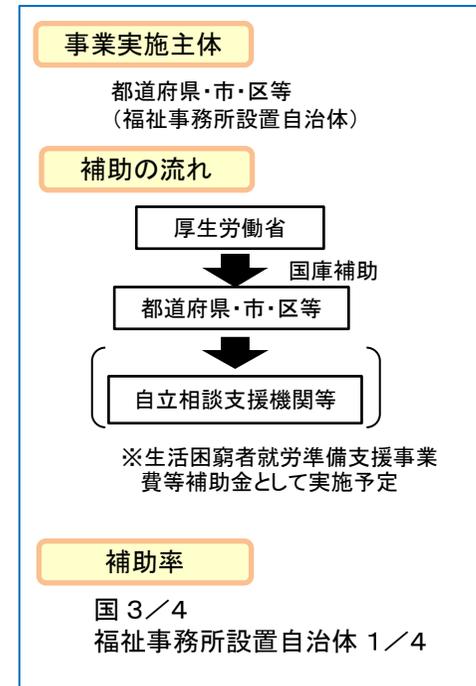
⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する者等に対する自立支援を促進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率)等



地方消費者行政強化交付金（消費者庁地方協力課）

令和7年度予算（案）額 **15.5億円**
（令和6年度予算額 16.5億円）

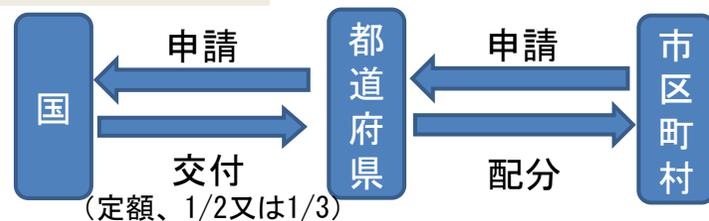
事業概要・目的・必要性

- 消費者被害の防止・早期発見・救済のためには、消費者問題が発生している地方の現場の対応力の強化が不可欠です。
- そのためには、住民に身近な基礎自治体における相談体制や啓発活動の強化を図るとともに、都道府県による基礎自治体への支援機能を強化し、消費者がどこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる体制を確保していく必要があります。
- 相談体制と並んで、消費者被害防止のための情報提供、被害の発見、相談窓口へのつなぎを行うためのアウトリーチ（見守り活動）機能強化も必要です。
- これらは、人口減少、高齢化等の社会経済状況の変化も見据え、デジタル技術も活動しつつ、取り組んでいく必要があります。
- また、複雑・巧妙化する悪質商法の手口や、食の安全・安心、消費者志向経営、食品ロス削減など時々の重要課題にも迅速かつ適切に対応する必要があります。
- 本交付金は、時々の重要テーマ等を踏まえつつ、国が重点事項を示した上で、地域の実情に応じて消費者行政の機能強化を図る地方公共団体の取組を支援します。

事業イメージ・具体例

1. 地方消費者行政強化事業＜原則1／2補助＞
 - (1) 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化
 - ① 消費生活相談の情報化対応の推進・自治体連携の促進による相談体制の維持・充実（一部事業を期限付きで定額補助）
 - ② 配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）に対する相談・見守り体制の整備・運用（消費者安全確保地域協議会の設置・機能強化）
 - ③ 消費者教育・啓発への取組（食品表示制度の普及、相談対応困難者対応）
 - ④ SDGsへの取組（エシカル消費の普及・促進、食品ロス削減（フードバンク団体支援）等）
 - ⑤ 法執行体制（悪質商法対策）の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組
 - (2) 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業
 - (3) 灵感商法を含めた悪質商法対策事業
2. 地方消費者行政推進事業＜定額補助＞

資金の流れ



期待される効果

- 地方消費者行政のデジタル化・自治体連携、消費生活相談員のスキルや対応力の向上、孤独・孤立下にある消費者への対応の強化により、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられる、持続可能な地域体制の維持・充実を確保します。
- 国が取り組むべき重要消費者政策等に積極的に取り組む地方公共団体を支援し、地方消費者行政の充実・強化を実現します。

【○ 居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等】

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
(内線2879)

施策名:生活困窮者等支援民間団体活動助成事業

令和6年度補正予算額 5.2億円

① 施策の目的

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援を行う民間支援団体の活動を推進する。

③ 施策の概要

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組への助成を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)助成先

生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援を行うNPO等民間団体(社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人等)

(2)助成対象事業

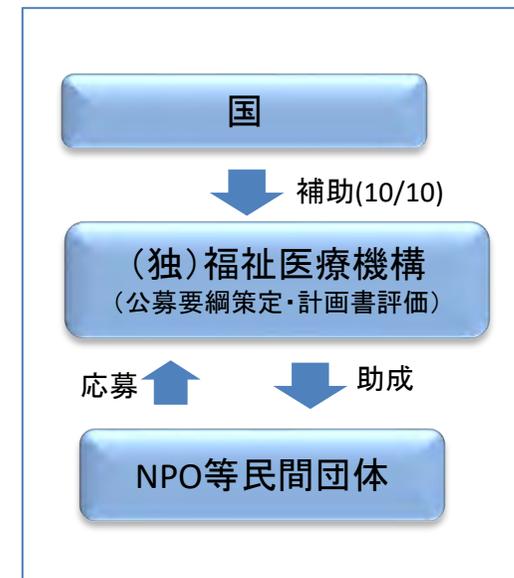
生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供、居場所づくり、その他生活上の支援を行う事業

(3)実施方法

福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業への補助について、国が助成を行う。

(4)助成額

- ① 全国的又は4以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体 上限2,000万円
- ② 2以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体 上限900万円
- ③ 同一都道府県内での支援活動を行う団体 上限700万円



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する方々に対する各種支援策が、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施される。

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

児童虐待防止に向けて子育て世帯が孤立しないよう支援するため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となり、訪問による食事提供等を伴う支援を行うこども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進するとともに、こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

事業の概要

- ① 市町村からこども宅食を行う民間団体等への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援などを実施
- ② ①に加え、おむつ等の消耗品の提供等により巡回活動の強化する場合に経費を加算〔巡回活動費強化加算〕
- ③ **都道府県**から中間支援法人への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援、周知啓発などを実施できる（※①の対象者とは重複しないこと）

こどもの居宅等を訪問して以下の支援を実施



- ※ 居場所型は令和7年度から廃止（「地域こどもの生活支援事業」に一般化して補助実施）
- ※ 中間支援法人が、民間団体等に対して運営に関するノウハウの提供や助言等を行うことで、事業展開を加速化（中間支援法人自身による事業実施も可）
- ※ ②及び③は、令和5年度補正事業「アウトリーチ支援・宅食事業」

実施主体等

- 【実施主体】 ①及び②：市町村（特別区含む）、③：都道府県
- 【補助率】 ①及び②：国2/3（市町村1/3）、③：国2/3（都道府県1/3）
- 【補助基準額】 ①：1か所当たり 8,259千円、②：1か所当たり 5,273千円、③：1都道府県当たり 60,000千円（+周知啓発加算28千円）

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とするこども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

○地域こどもの生活支援強化事業（補助基準額：最大8,502千円）

※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：11,065千円

ア 食事（こども食堂等）や体験（学習機会、遊び体験）の提供、こども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業
(補助基準額：3,070千円)

※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】
(補助基準額：1,000千円)

イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）
(補助基準額：1,520千円)

②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）
(補助基準額：300千円)

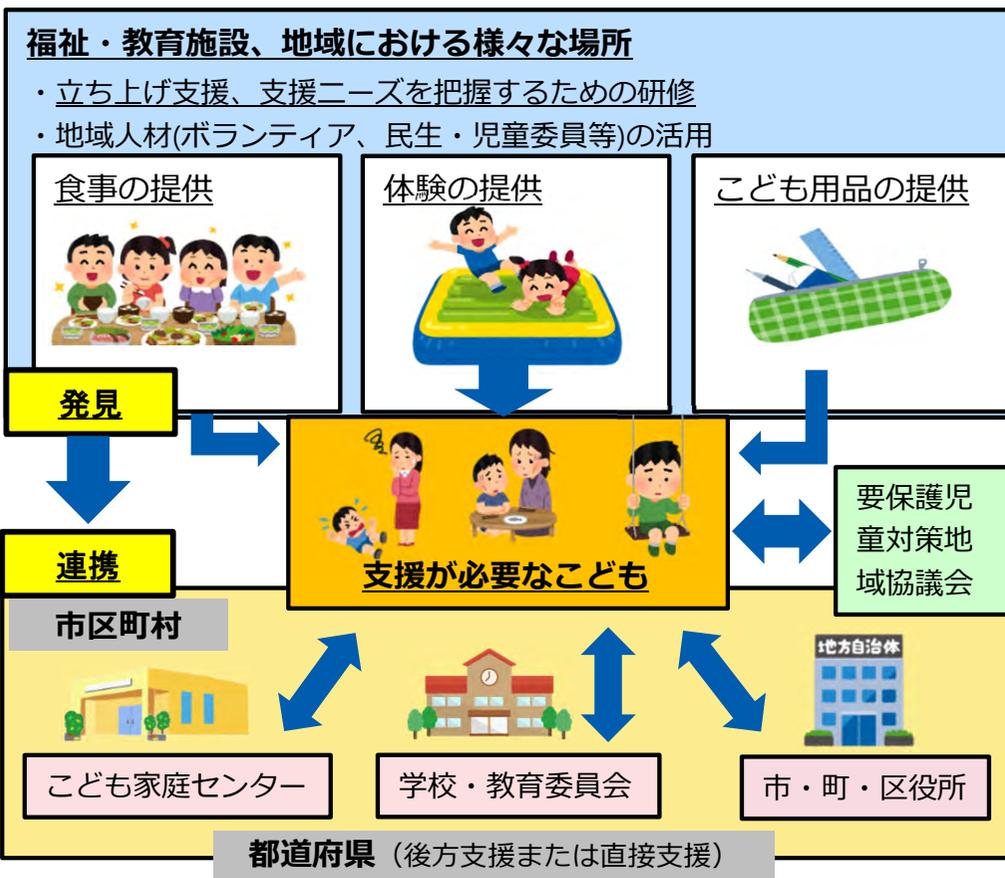
ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業
(補助基準額：2,912千円)

エ その他上記に類する事業

※ ア～エを組み合わせて実施（イは①又は②いずれかのみ）

○要支援児童等支援強化事業【加算措置】（補助基準額：2,563千円）

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村 【補助率】 国：2/3、都道府県・市区町村：1/3

令和6年度補正予算 19.2億円
※母子家庭等対策総合支援事業費補助金

事業の目的

- 困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯の子ども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。
- こども食堂が全国各地で大きく増加しているが、地域ごとに差もあるため、支援を行き渡らせることも重要な課題となってきた。（こども食堂箇所数2018年時点：2,286か所 → 2023年時点：9,132か所、都道府県ごとの小学校区にこども食堂がある割合：1割～5割（※認定NPO法人「むすびえ」2023年調査））
- ひとり親家庭等の子ども等に必要な食事等支援が届けられるよう、全国を複数のブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人が各地のこども食堂等に伴走型の支援を行う。

事業の概要

【1】国⇒中間支援法人

- こども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。

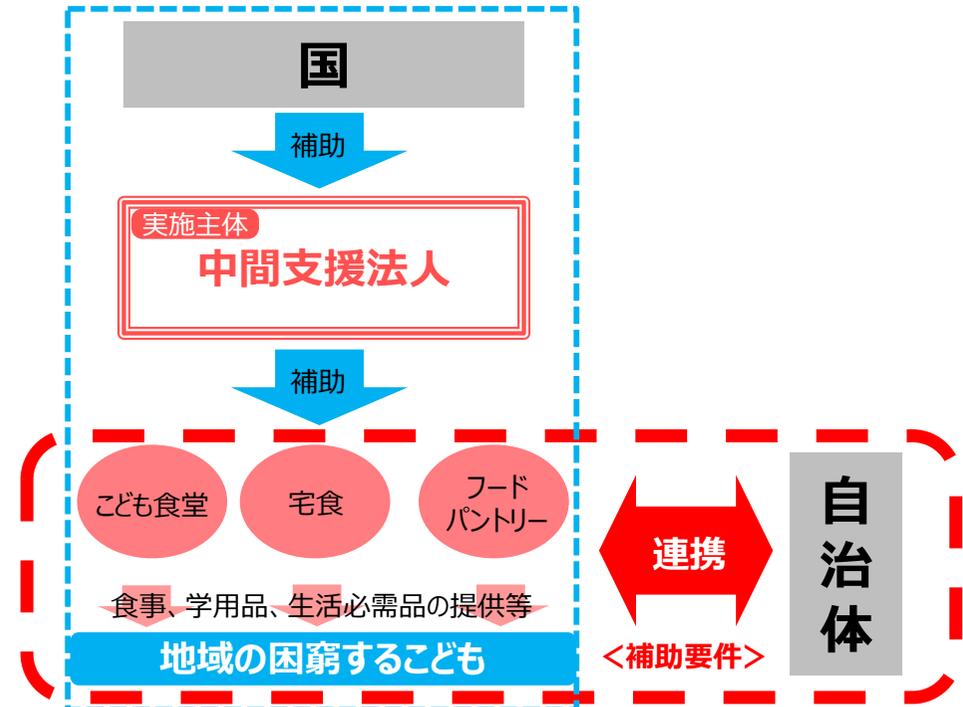
※各地のこども食堂等に伴走型の支援が実施できるよう、全国を複数のブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人を決定する。

【2】中間支援法人⇒こども食堂等

- こども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。自治体との連携を補助要件とし、事業実施に必要な費用を助成（上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】こども食堂等⇒ひとり親家庭等の子ども

- ひとり親家庭等の子どもに食事の提供等を行う。



実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人当たり：240,000千円

【補助率】 定額（国：10/10相当）

○ 消費・安全対策交付金のうち
地域での食育の推進

【令和7年度予算概算決定額 1,896 (1,720) 百万円の内数】

<対策のポイント>

第4次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、**地域の関係者等が連携して取り組む食育活動**を引き続き推進します。その際、**農林漁業体験機会の提供**に加え、**産直活動等の様々なチャンネルを通じて生産者と消費者との交流を推進する取組**や、**学校給食における地場産物活用の促進**に向けた**機械・設備等の導入**、**消費者の行動変容に直結する産地情報等の効果的な発信**に向けた**技術実装**を新たに**支援対象**とします。

<事業目標>

第4次食育推進基本計画の目標の達成

<事業の内容>

1. 食育を推進するリーダーの育成

地域で活躍する食育推進・食文化継承・農業体験リーダー等の育成やその活動促進を支援します。

2. 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進

食や農林水産業への理解を増進する体験機会の提供や、産直活動やCSA(地域支援型農業)の取組に向けた情報発信、商談会等、生産者と消費者との交流を促進するための取組を支援します。

3. 地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチング等により、多世代交流やこども食堂等の共食の場の提供を支援します。

4. 学校給食における地場産物活用の促進、和食給食の普及

学校給食向け地場産物の安定供給に向けた機械・設備等の導入、地場産物を使用するための生産者とのマッチング、献立の開発・試食等を支援します。

5. 産地・生産者への理解向上

消費行動の機会を捉えた、消費者の行動変容に直結する産地情報等の効果的な発信に必要な技術実装を支援します。

6. 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上、食品ロスの削減

環境に配慮した農林水産物・食品や食品ロス削減の取組への理解向上に向けた意識調査、セミナーの開催、飲食店等と連携した食品ロス削減に関する啓発資料の配布を支援します。

7. 地域食文化の継承

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

(注) シンポジウム、展示会、交流会等の開催

食育の推進に係るシンポジウム、展示会等の開催を支援します。この取組は、1～7の取組を行った上であわせて支援することができます。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

目標 (第4次食育推進基本計画の目標のうち農林漁業体験機会の提供等当省関連)

- ・地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす

目標の達成に資する地域の取組を支援

支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供 	生産者と消費者との交流イベントの開催 	学校給食における地場産物活用 	産地情報等の効果的な発信に向けた技術実装
-----------------	------------------------	--------------------	--------------------------

- ・食・農林水産業への理解向上
- ・産地・生産者との交流促進
- ・地場産物の活用促進 等

第4次食育推進基本計画の目標達成(令和7年度)を目指す

[お問い合わせ先] 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-6738-6558)

農山漁村振興交付金のうち 都市農業機能発揮対策

【令和7年度予算概算決定額 7,389 (8,389) 百万円の内数】

<対策のポイント>

都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借に係る取組を優先します。また、国の施策の方向性に沿ったモデル的な取組や都市部の空閑地を活用した農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

<事業目標>

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸借を活用した市区町村数（145市区町村〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業の多様な機能を発揮させるため、アドバイザーの派遣や税・相続に関する講習会の開催、都市住民の都市農業や農山漁村に対する理解醸成に効果的な情報発信等の取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

① 地域支援型

ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討や都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備や都市農地の周辺環境対策等の取組を支援します。

イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェの開催等による交流促進のための取組を支援します。

ウ 農地の防災機能の維持・強化等の取組を支援します。

② モデル支援型

国の施策の方向性に沿った取組を、複数の地域が連携して一体的に実施し、当該取組をガイドライン化するなどにより、各地域へ波及させる取組を支援します。

③ 都市農地創設支援型

都市農業者や行政機関等が連携し、都市部の空閑地（駐車場等）を活用して農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

<事業イメージ>

都市農業機能発揮支援

都市農業アドバイザーの派遣



税・相続に関する講習会



都市住民への理解醸成や効果的な情報発信



都市農業共生推進等地域支援

● 地域支援型

都市住民と共生する農業経営の検討



農作業体験会の開催

都市住民との交流促進



マルシェ等の開催

防災機能の維持・強化



防災訓練や防災兼用井戸の整備

都市農地貸借法に基づく農地の貸借による次世代の担い手づくり等の取組に対し、加点により優先。

● モデル支援型



農村ファンの拡大



環境負荷低減への取組

<各地域への波及>

当該取組を通じ、課題や振興方策等を取りまとめ、ガイドラインなどにより全国に波及させる取組を支援。



● 都市農地創設支援型

駐車場を活用し、コミュニティ農園を創設

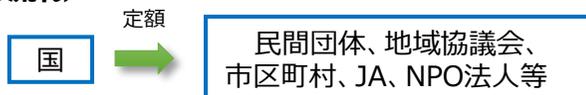


貸借



都市農業者
(担い手)

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局農村計画課 (03-3502-5948)

重点支援地方交付金の追加

令和6年度補正予算

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 予算額 : 1. 1兆円 (うち ①低所得世帯支援枠 0.5兆円、②推奨事業メニュー 0.6兆円)
※ その他、「給付金・定額減税一体措置(令和5年度経済対策)」に基づく給付金(0.6兆円)を措置。
- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。

推奨事業メニュー	
(生活者支援)	(事業者支援)
①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	⑥農林水産業における物価高騰対策支援
③消費下支え等を通じた生活者支援	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定(市町村)
住民税非課税世帯のうち、子育て世帯は子ども1人あたり2万円を加算
- ② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

重点支援地方交付金

追加額1.1兆円(Ⅰ及びⅡの合計)

令和6年度補正予算

Ⅰ.低所得世帯支援枠(0.5兆円)

- ・ 低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を概ねカバーできる水準として、住民税非課税世帯一世帯当たり3万円を目安として給付。
- ・ 住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については世帯人数が多いことを考慮して、子ども一人当たり2万円を加算措置。

Ⅱ.推奨事業メニュー(0.6兆円)

生活者支援

① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

※ 住民税非課税世帯に対しては上記Ⅰによる支援を行う。

② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③ 消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能。また、地方公共団体における水道料金の減免にも活用可能。

予算以外の施策

政府備蓄米の無償交付(こども食堂・こども宅食、フードバンクへの支援)

背景・目的

- 学校給食におけるごはん食の拡大を支援するための政府備蓄米の無償交付制度の枠組みの下、こども食堂やこども宅食においても食育の一環としてごはん食の推進を支援。
- これらに加え、新たにフードバンクも対象とし、その食育活動を支援します。

こども食堂・こども宅食(事業内容等)

〔こども食堂・こども宅食〕

(支援対象) ごはん食の提供又は食材としてお米を提供・配付する団体・運営者の取組

(支援要件) 食事の提供やお米を配付する際などに、ごはん食の魅力を伝えるなどの食育の取組を行うこと

(支援上限) 団体ごとに一申請当たり600kg(年度内に合計5回の申請が可能)

〔申請方法〕

- 農林水産省本省又は地方農政局本局及び地域拠点へ交付申請
 - ・複数の提供団体(こども食堂等)を中間団体が取りまとめて交付申請書を提出することも可能です。なお、その場合でも提供団体に対して政府備蓄米が直接交付されます。
 - ・こども食堂・こども宅食の交付申請等の統合、交付上限数量の拡大等の運用改善は、令和7年1月から実施予定。

フードバンク(事業内容等)

〔フードバンク〕

(支援対象) 食育活動を支援するフードバンク

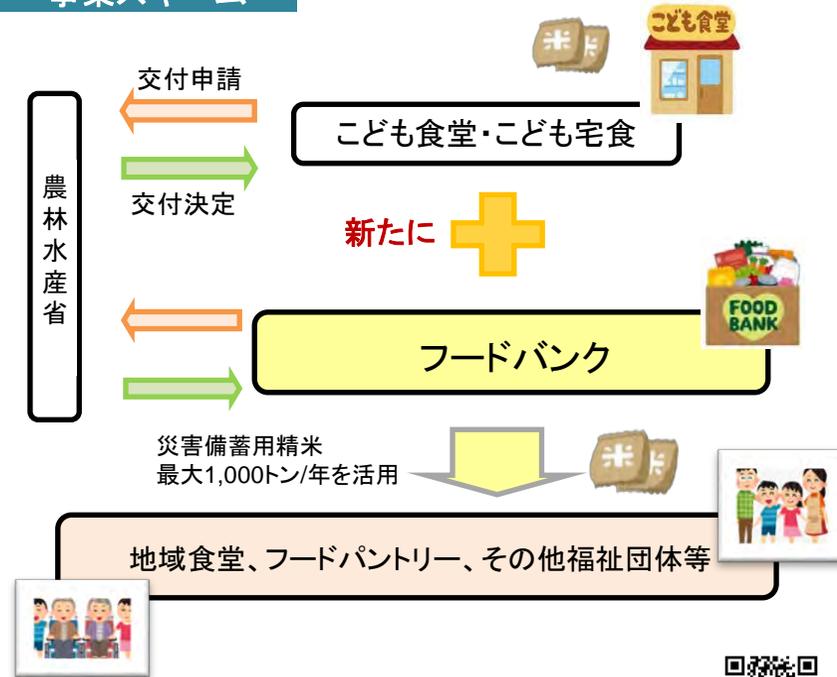
(支援要件) ①法人格を有していること、②団体として1年以上の活動実績があること、③「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」に基づく食品の取扱いを行っていること、④地方公共団体と連携した取組を行っていることなど

(支援上限) 申請団体ごとに、当該団体における前年度の食品取扱実績の1/5以内(50トンを上限)

〔申請方法〕

- 新たに設置する委託機関への交付申請(令和7年2月頃に受付開始を予定)

事業スキーム



お問い合わせ先

申請様式等、詳しくはこちら ▶▶



担当先	連絡先	担当先	連絡先
農産局穀物課 米麦流通加工対策室	03-3502-7950	東海農政局 生産振興課	052-223-4623
北海道農政事務所 業務管理課	011-330-8808	近畿農政局 生産振興課	075-414-9021
東北農政局 生産振興課	022-263-1111	中国四国農政局 生産振興課	086-224-9411
関東農政局 生産振興課	048-740-0403	九州農政局 生産振興課	096-300-6223
北陸農政局 生産振興課	076-232-4302	内閣府 沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653

※上記以外の各都道府県(地域拠点)の連絡先は、農林水産省のホームページをご覧ください